

不利益処分 / 処分基準 個票 (美郷町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	商工観光交流課
適用日 (掲載日)	平成 27 年 6 月 11 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	認定の取消し
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	美郷町地販地消・地産外商に関する規則第 12 条第 1 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	美郷町地販地消・地産外商に関する規則第 12 条第 1 項
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>○美郷町地販地消・地産外商に関する規則 (認定の取り消し)</p> <p>第 12 条 町長は、次のいずれかに該当する場合は、認定店の取り消し及び認定証を返納させることができる。</p> <p>(1) 法令等に違反する行為があったとき。</p> <p>(2) 利用者の信頼を著しく失墜させる行為があったとき。</p> <p>(3) 長期に渡り町内生産品等の取り扱いがなく、改善が見られないとき。</p> <p>(4) 認定店として、ふさわしくない行為があったとき。</p> <p>2 略</p>
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	聴聞
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日